（五GHz帯無線アクセスシステムの無線局の無線設備）

第四十九条の二十一　五GHz帯無線アクセスシステムの基地局、携帯基地局、陸上移動中継局、陸上移動局（次項に規定するものを除く。）及び携帯局（次項に規定するものを除く。）の無線設備は、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

［一～四　略］

五　陸上移動中継局、陸上移動局及び携帯局（他の携帯局が送信する電波の周波数を制御するものを除く。）が送信する電波の周波数は、通信の相手方となる基地局又は携帯基地局若しくは携帯局（他の携帯局が送信する電波の周波数を制御するものに限る。）の電波（陸上移動局にあつては、他の無線局により中継されたものを含む。）を受信することによつて、自動的に選択されること。

［六～八　略］

九　隣接チャネル漏えい電力は、次の条件に適合するものであること。

イ　四〇MHzシステム（占有周波数帯幅が一九・七MHzを超え三八MHz以下のものをいう。以下同じ。）

周波数帯	一MHzの帯域幅における等価等方輻射電力
四、八八〇MHz以上四、九〇〇MHz以下及び五、〇〇〇MHz以上五、〇二〇MHz以下	一五マイクロワット以下

割当周波数から四〇MHz及び八〇MHz離れた周波数の±一九MHzの帯域幅に輻射される空中線端子における電力の平均値が、それぞれ〇・二五ミリワット以下及び八マイクロワット以下であること。

［ロ～ニ　略］

十　帯域外漏えい電力は、次の条件に適合するものであること。

［イ　略］

ロ　二〇MHzシステム

(1)　変調方式が直交周波数分割多重方式以外の場合

周波数帯	一MHzの帯域幅における等価等方輻射電力
四、八八〇MHz以上四、九〇〇MHz以下及び五、〇〇〇MHz以上五、〇二〇MHz以下	一五マイクロワット以下

(2)　変調方式が直交周波数分割多重方式の場合

周波数帯	一MHzの帯域幅における等価等方輻射電力
四、八七五MHz以上四、八八〇MHz以下	二・五マイクロワット以下
四、八八〇MHzを超え四、九〇〇MHz以下	一五マイクロワット以下

（五GHz帯無線アクセスシステムの無線局の無線設備）

第四十九条の二十一　五GHz帯無線アクセスシステムの基地局、陸上移動中継局、陸上移動局（次項に規定するものを除く。）、携帯基地局及び携帯局（次項に規定するものを除く。）の無線設備は、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

［一～四　同上］

五　陸上移動中継局及び陸上移動局の送信する電波の周波数は、通信の相手方となる基地局の電波（陸上移動局にあつては、他の無線局により中継されたものを含む。）を受信することによつて、自動的に選択されること。

［六～八　同上］

九　［同上］

イ　四〇MHzシステム（四、九三〇MHz及び四、九七〇MHzの周波数の電波を使用する無線設備であつて、占有周波数帯幅が一九・七MHzを超え三八MHz以下のもの（直交周波数分割多重方式を使用するものに限る。）をいう。以下同じ。）

周波数帯	一MHzの帯域幅における等価等方輻射電力
四、八八〇MHz以上四、九〇〇MHz以下及び五、〇〇〇MHz以上五、〇二〇MHz以下	一五マイクロワット以下

割当周波数から四〇MHz及び八〇MHz離れた周波数の±一九MHzの帯域幅に輻射される空中線端子における電力の平均値が、それぞれ〇・二五ミリワット以下、八マイクロワット以下であること。

［ロ～ニ　同上］

十　［同上］

［イ　同上］

ロ　二〇MHzシステム

(1)　四、九〇〇MHzを超え五、〇〇〇MHz以下の周波数の電波を使用する場合

(一)　変調方式が直交周波数分割多重方式以外の場合

周波数帯	一MHzの帯域幅における等価等方輻射電力
四、八八〇MHz以上四、九〇〇MHz以下及び五、〇〇〇MHz以上五、〇二〇MHz以下	一五マイクロワット以下

(二)　変調方式が直交周波数分割多重方式の場合

周波数帯	一MHzの帯域幅における等価等方輻射電力
四、八七五MHz以上四、八八〇MHz以下	二・五マイクロワット以下